

平成31年度

京都らしいMICE 開催支援補助制度

この制度は、京都市からの補助金による支援事業で、京都市内で開催されるMICE^(※)において、京都らしさを演出し、かつMICE^(※)参加者に「ほんまもんの京都」の一端に触れていただく機会を提供するため、京都らしい文化プログラムや伝統産業プログラムの活用費用の一部を補助することにより、京都市内でのMICE^(※)開催を支援することを目的とします。

(※)MICEとは：
企業会議 (Meeting)、企業の報奨・研修旅行 (Incentive)、国際会議 (Convention)、展示会・イベント (Exhibition/Event) の総称。

費用を補助します！

7割補助
(上限 30 万円)

A

レセプション等で活用いただける
舞、和太鼓、茶道、着物着付、座禅体験、鏡開きなどの
京都らしい文化プログラム

併用可能

※併用の場合は合計で上限30万円

B

参加者に配布する記念品などに
活用いただける伝統産業製品の購入費や
工房見学・体験費用、京都ミス・きものの派遣費用等
京都らしい伝統産業プログラム

※1: 伝統産業製品の購入金額が 100 万円以上の場合は、50 万円を補助します。

全額補助
(上限 30 万円)
※1

「この制度は、京都市がMICE推進のため実施している支援事業です」

公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー (KCVB)

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地 京都経済センター 3 階

[TEL] 075-353-3053 (土日祝を除く 平日8:45~17:30) [e-mail] kyoto@hellokcb.or.jp

<https://meetkyoto.jp>

meetkyoto.jp

検索

■対象となるMICE事業

補助の対象となる MICE は、一般観光や親睦を目的とするものではなく、企業・団体等が主催するコンベンション、ミーティング、インセンティブツアー、同窓会であり、次の要件を全て満たす事業とします。イベント(文化・スポーツイベント、交流会など)、展示会およびそれらに伴う会議、シンポジウムは対象となりません。ただし、当財団が特に必要と認める場合はこの限りではありません。

- ①主たる事業が当該年度の4月1日から3月31日の間に、京都市内で開催されること
- ②参加者の7割以上が、原則京都市内に1泊以上滞在すること(ただし、同窓会は除く)
- ③対象事業の参加予定者がミーティング/インセンティブ/コンベンション:30名以上
同窓会:100名以上(ただし、京都市外在住の参加者が5割を超えることが条件)
- ④開催事業自体が営業行為を目的としないものであること
- ⑤政治活動又は宗教的活動を目的としないものであること
- ⑥当該補助事業に対し京都市の他の助成金を利用しないこと
- ⑦当該補助事業及び当該補助事業と同様の事業に過去3年以内に本助成金制度を利用していないこと
- ⑧申請者及び補助を受けようとする MICE 主催者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等または同条5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

■補助内容

補助対象とする費用等は下記(A)・(B)の併用、もしくは(A)又は(B)とします。
なお、参加者へのプログラム等で必ず当制度を活用したことを周知してください。

A・B 併用可能 ※上限30万円

A 京都らしい文化プログラム

費用の7割補助! (上限30万円)

(1) 文化プログラムの内容と活用場面

対象とするプログラムの内容は、京都市内の事業者等を利用する舞、和太鼓、茶道、着物着付、座禅体験等、本制度の主旨に沿った内容とし、原則、式典やレセプション等で、参加者全員を対象とした場面に活用いただくこととします。
また、「京都市清酒の普及の促進に関する条例」に基づいた乾杯における清酒樽(伏見の樽酒等、京都市のブランドに限る)の購入にもご利用いただけます。

- (2) 補助金額の上限額 ①上記(1)に定める内容において、そのプログラムに要した費用の7割以内で30万円を上限としてコンベンションビューローが補助します。
②京都らしい文化プログラムと京都らしい伝統産業プログラムを併用の場合も補助額は合計で上限30万円となります。

- (3) 特記事項 プログラムによっては、舞台、音響、控室等の設営を要する事や、参加者の交通用具の手配(交通費の負担)等が必要な場合がありますが、補助の対象はプログラム自体に要した費用のみとし、それ以外の費用は対象となりませんので留意ください。

B 京都らしい伝統産業プログラム

費用の全額補助! (上限30万円) ※1

※1: 伝統産業製品の購入金額が100万円以上の場合は、50万円を補助します。

(1) 伝統産業プログラムへの補助内容と活用場面

①対象とする伝統産業製品は、原則として以下施設が認めた伝統産業製品とします。対象補助事業の主催者が、参加者に公に配布することに活用いただくものとします。なお、配布する対象者を全参加者とする必要性はありませんが、一人一品が対象となりますのでご注意ください。
製品の詳細、購入につきましては、直接以下の運営事業者までお問い合わせください。

指定店舗 「京都伝統産業ふれあい館」(一部、京もの専門店「みやび」)(WEB)で販売 HPアドレス <http://www.rakuten.ne.jp/gold/kyoutodentousangyou/>
運営事業者 公益財団法人京都伝統産業交流センター
〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9-1 京都市勤業館内 TEL:075-762-2670 FAX:075-761-7121
<http://www.miyakomesse.jp/fureaika/> E-mail: fureaika@miyakomesse.jp

注意事項: ○本制度を利用して伝統産業製品を購入される場合は、必ず上記運営事業者まで電話にてお問合せください。

なお、購入者名義と申請者名義に、明白な関係が担保できるよう(例えば同一名義等)ご注意ください。○発注商品の送料、包装費用は補助対象となりません。

- ②「京都伝統産業ふれあい館」を通じて手配された京都の伝統産業製品の工房見学・体験費用にもご利用いただけます。
(工房見学・体験時の通訳者やガイド代、工房への交通費は補助対象となりません。)

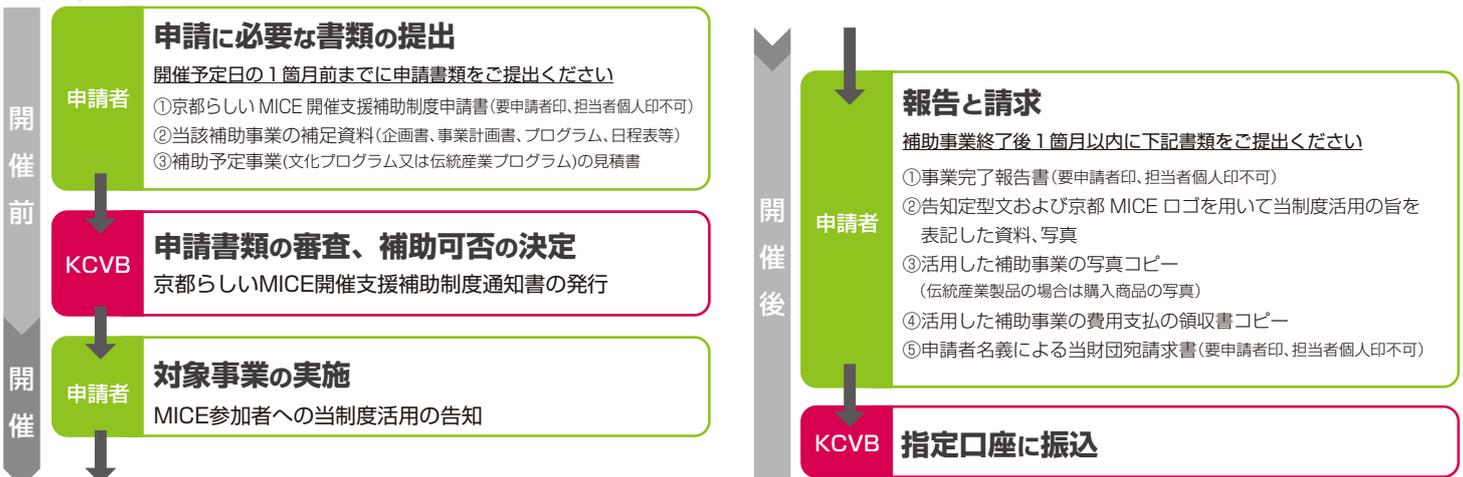
- ③和装振興と観光都市・京都のPR推進の為、選出された「京都ミス・きもの」の派遣にも利用いただけます。
派遣依頼等は、京都市きものオーディション企画実行委員会までお問い合わせください。

問い合わせ先「京都きものオーディション企画実行委員会」 HPアドレス <http://www.kyoto-kimono-audition.com/>
〒600-8009京都市下京区四条通室町東入函谷餅町78番地 京都経済センター6階 京都織物卸業組合内 TEL:075-353-1010 FAX:075-353-1013 Email: kimonoaudition@fashion-kyoto.or.jp

(2) 補助金額の上限額

- ①上記(1)に定める内容において、そのプログラムに要した費用の全額のうち30万円を上限にコンベンションビューローが補助します。
また、伝統産業製品の購入金額が100万円以上の場合は、50万円を補助します。
②京都らしい文化プログラムとの併用の場合も補助費用は合計で上限30万円となります。

■申請フロー



※詳しくは、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー「京都らしい MICE 開催支援補助制度」の要領をご覧ください。